

お知らせ

国では、令和3年6月20日（日）をもって、特措法に基づく「緊急事態措置区域」から「大阪府」を除外することを決定し、「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」に追加するとともに、その期間を、令和3年6月21日（月）から令和3年7月11日（日）までとすることが決定されました。

大阪府では、令和3年6月21日（月）から7月11日（日）まで、まん延防止等重点措置に基づき、府民に対して、引き続き、不要不急の外出の自粛等が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、コミュニティセンターの利用について、「利用人数を各部屋の収容定員の100%以内（ただし、大声を伴う活動については50%以内）」、「開館時間を午後8時まで」とすることを決定いたしましたので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

また、午後8時以降の利用制限に伴い、ご利用をキャンセルされる場合で、既に利用料金をお支払い済みの方については、全額還付いたします。ただし、午後8時までの利用を希望される方（利用料金の還付はありません）には、夜間区分の利用料金（全額）をお支払いいただくこととなりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、利用者の皆さまには、自己への感染を回避、また、他人に感染させないよう徹底していただきますようお願いいたします。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。